

## 体育健康教育推進校 設置要項

### 1 趣 旨

東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）は、学習指導要領及び都教育委員会の教育目標等に基づき、学校において、運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインする資質や能力を育成するため、効果的な体育健康教育を実践的に研究し、その効果を普及することをねらいとして、体育健康教育推進校（以下「推進校」という。）を設置する。

### 2 指定校数

区市町村立学校（園）及び都立学校合わせて30校を指定する。

### 3 設置期間

原則、2年間とする。

### 4 募 集

推進校は、区市町村立学校（園）及び都立学校から募り、都教育委員会が決定する。

### 5 取組内容

推進校は、都教育委員会と協議の上、体育健康教育に係る研究開発に資するため、次の(1)から(6)についての研究を行う。

- (1) 一人1台端末を活用した課題解決に向けた授業改善及び個別最適な学びを保証する指導方法の開発
- (2) 多様な運動機会の創出
- (3) 健康的な生活習慣の定着を図る取組の開発
- (4) 外部人材等と連携した指導方法の開発
- (5) 教科横断的な視点や校種間の連携等を踏まえた指導方法の開発
- (6) その他、課題に応じた研究・開発

### 6 研究・実践の成果の普及・啓発

- (1) 推進校は、自校における体育健康教育に関する研究・実践の成果について、公開による研究授業、研究発表等を実施し、他校への普及・啓発に努める。（1年目に中間発表、2年目に成果発表）
- (2) 推進校は、作成した以下の内容を都教育委員会に提出し、都教育委員会が管理するウェブサイトにおいて公開し、自校の研究・実践を広く普及・啓発することに努める。
  - ア 研究・実践についての概要をまとめた報告書（各年度末）
  - イ 体育健康教育における体系的なカリキュラム、学習指導案、教材、ワークシート、評価シート 等

### 7 予 算

- (1) 都教育委員会は、研究・実践に必要な経費を予算の範囲内で支出する。
- (2) 都教育委員会は、区市町村立学校については、区市町村教育委員会に委託書を交付し、別途定める支払基準により、委託料を支払う。
- (3) 都教育委員会は、都立学校については、別途定める支払基準により、報償費、一般需用費を支払う。

### 8 その他

- (1) 都教育委員会及び推進校を設置している区市町村教育委員会は、推進校に対して適切な指導・助言を行うものとする。
- (2) 推進校は、教職員の体育健康教育に対する正しい理解と認識を深め、校内の推進体制を確立する。
- (3) 推進校は、都教育委員会が開催する研究と推進に関する各種会議等に参加を求められることがある。
- (4) 推進校は、都教育委員会が必要と判断した調査やアンケート等の実施に協力するよう努める。

### 9 附 則

この設置要項は、令和4年4月1日から施行する。

## Tokyoスポーツライフ推進指定地区 設置要項

### 1 趣 旨

東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）は、学習指導要領及び都教育委員会の教育目標等に基づき、地域の実態に応じた運動習慣の定着を図るため、関係機関等との連携を踏まえた取組のモデルを全都に示し、運動習慣の定着に資する取組を推進することをねらいとして、Tokyo スポーツライフ推進指定地区（以下「指定地区」という。）を設置する。

### 2 設置地区数

指定地区として10地区指定する。

### 3 設置期間

原則、1年間とする。

### 4 募 集

指定地区は、区市町村教育委員会から募り、都教育委員会が決定する。

### 5 取組内容

指定地区は、都教育委員会と協議の上、関係機関等との連携を踏まえた取組モデルの研究開発に資するため、次の(1)から(4)について、取り組むこととする。

- (1) スポーツの関係機関等と連携した取組の充実
- (2) 多様な運動機会の創出
- (3) 子供自らが運動習慣の定着を図る取組の充実
- (4) その他、課題に応じた研究・開発

### 6 研究・実践の成果の普及・啓発

指定地区は、実践報告書や報告動画等により優れた取組を各地区へ発信するとともに、都教育委員会が管理するウェブサイトや適宜ホームページ等を通じて地域に紹介する。

### 7 予 算

- (1) 都教育委員会は、指定した区市町村教育委員会に事業委託書を交付し、別途定める経費基準により、予算の範囲内で事業委託費を支払う。
- (2) 対象となる経費項目は、報償費、一般需用費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費とする。

### 8 その他

- (1) 都教育委員会は、指定地区に対して適切な指導・助言を行うものとする。
- (2) 指定地区は、都教育委員会が開催する推進に関する各種会議等に出席を求められることがある。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は東京都教育委員会が定める。

### 9 附 則

この設置要項は、令和4年4月1日から施行する。